

みんなで育てよう！ 協働のまちづくり

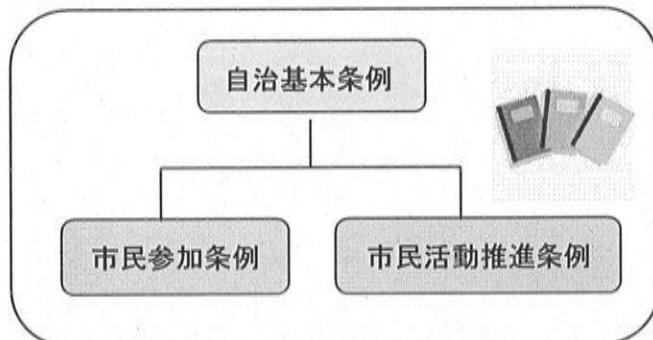
～協働のまちづくりを推進する自治基本条例、
市民参加条例及び市民活動推進条例～

●自治基本条例、市民参加条例・市民活動推進条例は、なぜ必要なのでしょうか？

地域で暮らす皆さんとの声を十分に反映して、より暮らしやすい地域社会を築いていくという地方分権時代の大きな流れの中で、自治体として自らの決定と責任でまちづくりを進めることができます。

このような状況を踏まえ、「自分たちのまちは自分たちがつくる」という考え方のもと、市民の皆さんと市とがより良いパートナーとして、お互いの知恵と力を出し合いながら、まちづくりを進めていくことが一層重要となります。

そのため、協働のまちづくりを基本理念とした「自治基本条例」を平成24年4月1日に施行するとともに、この条例の理念を具体的に実現するための両輪となる「市民参加条例」・「市民活動推進条例」を制定いたしました。



※協働とは・・・市民の皆さんと市がそれぞれの役割・責任により、協力して公共的課題の解決に当たることをいいます。

●自治基本条例、市民参加条例、市民活動推進条例は、どういう条例なのでしょうか？

久喜市の自治のあり方を定めた自治基本条例は、まちづくりの基本的な考え方や進め方をはじめ、市民の皆さんと市がお互いに協力していくためのルールなど、市政運営の基本原則と具体的な仕組みについて明らかにしたものです。その中で次のように定めています。

- 第8章「コミュニティの推進」では、
 - ・「市の執行機関は、住みやすいまちの実現を目指し、コミュニティとの協働に努めるものとする。」
 - ・「市民は、よりよい地域社会の実現のため、コミュニティづくり及びコミュニティ活動に関心を持ち、自発的に参加するよう努めるものとする。」
 - ・「市の執行機関は、コミュニティ活動を推進するため、必要な支援を行うよう努めなければならない。」としています。

また、第9章「参加と協働の推進」では、

「市の執行機関は、市民が市政に参画できるようその機会の拡充に努めるものとする。」とされています。このことを受けて制定された条例が、市民参加条例及び市民活動推進条例です。

市民参加条例及び市民活動推進条例は、市民参加の基本的事項と市民活動の推進に関する基本

的事項を定めた条例なのです。

●コミュニティ活動への支援

市では、自治基本条例に定める協働のまちづくりを推進するために、市民参加条例に基づき市民参加を推進するとともに、市民活動推進条例に基づきコミュニティ活動の支援を行っています。

○コミュニティ協議会への補助

コミュニティづくりを推進するため市内4地区に設置されている久喜コミュニティ推進協議会、菖蒲コミュニティ推進協議会、栗橋コミュニティ推進協議会、鷺宮コミュニティ推進協議会に対し、それぞれ25万円、また、小学校通学区毎に設置された久喜地区に6、鷺宮地区に5、合計11の地区コミュニティ協議会に対し、それぞれ20万円の補助金を交付しています。

○市民活動への補助

市民がコミュニティを通して公共的課題を解決することを目的として行う自発的かつ自主的な活動に対し、市民活動推進補助金を交付しています。

市民活動推進補助金の概要は以下のとおりです。

1. 市民活動推進補助金とは

市民活動推進補助金は、久喜市市民活動推進基金及び久喜市福祉基金を財源とした、市民活動を推進するための公募型補助制度です。

これから活動を始めたい、又は新たな事業展開を図りたいという、市民団体のみなさんのきっかけづくりを主な目的としています。

2. 補助対象となる団体

次の全てに該当する団体が対象です。ただし、久喜市市民活動推進条例の第2条第1号アから工に規定する活動（営利、宗教、政治、選挙を目的とする活動等）を行う団体及び公序良俗に反する団体は、対象外となります。

- ・久喜市内で主に活動していること。（活動を計画中でも可）
- ・構成員が5人以上であること。
- ・団体の設立目的、組織、代表者等に関する定めがあること。
- ・募集説明会に出席していること。

※募集説明会に出席できない場合は、自治振興課までご相談ください。

3. 補助対象となる事業

補助の対象となる事業は、市民活動（※）であって、主に久喜市内で行われる事業、又は主に

久喜市民を対象とした事業です。(特定の地区や特定の個人・団体を対象とした事業は対象になりません。) ただし、国又は地方公共団体等から他の制度による補助金の交付を受けている事業は、対象外となります。(予定も含みます。)

なお、次の表のとおり、補助金の財源である「久喜市市民活動推進基金」及び「久喜市福祉基金」ごとに、対象となる事業が分かれています。

※市民活動とは、市民の皆さんが様々なコミュニティを通して、地域のため、社会のためにと行う活動のことです。例えば、環境保全に関する活動、防犯活動、子育て支援、こどもの健全育成に関する活動などが挙げられます。ただし、営利や宗教、政治、選挙を目的とする活動は除きます。

【基金別の対象事業】

基金の種別	対象となる事業
久喜市市民活動推進基金	下記の(1)～(3)以外の活動
久喜市福祉基金	(1) 障がい者、高齢者、児童等の福祉の増進 (2) 健康づくり又は生きがいづくりの推進 (3) 福祉ボランティア活動の活性化

4. 補助区分と補助金額

補助金は、「初期的補助」と「発展的補助」の2種類に区分しています。

なお、1団体が申請できる事業は、1年度につき1回です。

補助区分	初期的補助	発展的補助
補助対象	これから活動を始める、又は始めたばかりの団体が、その活動を軌道にのせるための事業	すでに活動を行っている団体が、これまで行ってきた活動の拡充を図る事業又は新たに展開する事業
団体の条件	国又は地方公共団体等から補助を受けたことのない団体	—
補助金額の上限	50,000円	100,000円
補助率(※)	10／10以内	3／4以内
交付回数の制限	1団体1回限り	—

※備品購入にかかる経費の補助率は、1／2以内です。(上限額の範囲内)

補助金額の算出方法：(備品購入費×1／2)+(備品購入費以外の補助対象経費×補助率)

《事業収入がある場合》

事業実施による収入の見込みがある場合は、補助対象経費から事業収入を控除した額に、上記の補助率を乗じた額が、補助金額となります。

5. 補助の対象となる経費

補助の対象となる経費は、応募事業の実施に直接必要となる経費です。また、対象経費は、領収書等により事業の実施団体が支払ったことを確認が必要です。

(実績報告書に領収書(写し)を添付していただきます。

ただし、次に該当する経費は、補助の対象外となります。

- ・団体の事務所等を維持するための経費
- ・団体の経常的活動に要する経費(運営費)
- ・団体の構成員による会合の食糧費
- ・団体の構成員に対する人件費、謝礼等

6. 選考方法

書類審査	市が、応募団体、応募事業の適格性について審査します。対象団体及び対象事業の基準に該当する全ての応募団体について、公開審査会に参加していただきます。
事前通告	公開審査に先立ち、提出された申請書類を審査を行う久喜市市民活動推進補助金事業審査委員会の各委員に配布し、質問を受け付けます。事前質問があった場合は、応募団体へ通知します。
公開審査会	応募団体は、審査委員会に対して、応募事業の説明(プレゼンテーション)をします。各委員は、審査基準に基づき、申請書類及びプレゼンテーションの内容について、総合的に審査します。

【問い合わせ】

市民部自治振興課

〒346-8501 久喜市下早見85番地の3

電話：0480-22-1111

Eメール：jichishinko@city.kuki.lg.jp

協働のまちづくりの仕組み

